第四　東日本大震災における被災自治体の介護保険事業計画の策定について

東日本大震災により甚大な被害を受けた地方自治体（以下「被災自治体」という。）においては、高齢者等の実態把握のための十分な体制を整えることや、介護保険事業計画の策定に向けた準備作業が困難な場合があるため、第五期介護保険事業計画の策定については、この指針にかかわらず、被災自治体の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。

別表第一を次のように改める。

別表第一

一　日常生活圏域の設定	日常生活圏域の設定の趣旨及び内容、各日常生活圏域の状況等を定めること。
二　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	①　各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み イ　医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み 参酌標準を参考として、各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれの必要利用定員総数並びに指定地域密着型サービス及び指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 なお、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員総数には、介護療養型医療施設がこれらの事業を行う施設等へ転換する場合の当該転換に伴う利用定員の増加分は含まないものとする。 ロ　医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込み 各年度における市町村ごとの医療療養病床から介護保険施設等への転換分の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 なお、医療療養病床が認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う施設等に転換する場合における当該転換に伴うこれらの事業の利用定員の増加分については、これらの事業の必要利用定員総数に含めないものとする。 ②　各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み 各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防サービスが利用されるように観点から、指定地域密着型介護予防サービスの見込量を確保する必要があること。
三　各年度における地域支援事業の量の見込み	①　地域支援事業の量の見込み 各年度における事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。 ②　介護予防等事業対象者数の見込み 介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の対象者数の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二

事項	内容
一　市町村介護保険事業計画の基本理念等	市町村介護保険事業計画に係る法令の根拠、趣旨、基本理念、目的等を定めること。
二　平成二十六年度目標値の設定	市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等を要介護二以上の者が利用すると見込み、当該市町村における利用者数の合計数（医療療養病床からの介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）のうち十の要介護四及び要介護五の認定者数の合計数が占める割合を、七十％以上とすることを目標として設定すること。
三　市町村介護保険事業計画の作成のための体制	市町村介護保険事業計画の作成に係る市町村の関係部局相互間の連携、被保険者の意見の反映のための措置の内容、都道府県との連携の状況、市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催の経緯等を盛り込むこと。 この場合において、複数の市町村にまたがる市町村介護保険事業計画の共同作成に取り組んだ市町村にあっては、その趣旨を盛り込むこと。
四　要介護者等の実態の把握	当該市町村が定める区域ごとにおけるその置かれている環境等、要介護者等の実態の的確な把握に努めるとともに、都道府県と連携し、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の転換の予定等を把握すること。また、日常生活圏域ニーズ調査等を行う場合は、その実施の時期、方法等を定めること。この場合において、複数の市町村にまたがる日常生活圏域ニーズ調査等の共同実施に取り組んだ市町村にあっては、その趣旨を盛り込むこと。 なお、介護給付等対象サービスの供給の把握についても、同様とすること。
五　被保険者の現状	市町村介護保険事業計画作成時における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等を定めること。
六　介護給付等対象サービスの現状	市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスの種類ごとの量、介護給付等対象サービスの利用の状況等を定めること。この場合においては、市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこと。
七　各年度における被保険者の状況の見込み	各年度における人口の構造、被保険者の数、介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）及び予防給付の実施状況を勘案した要介護者等の数等を定めること。この場合においては、その算定に当たっての考え方を示すとともに、医療療養病床からの転換による影響を勘案すること。
八　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	①　介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 介護給付対象サービスの事業を行う者の確保に関することなど、介護給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。 ②　予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 予防給付対象サービスの事業を行う者の確保に関することなど、予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。